



かすみがうら市  
KASUMIGAURA

# 議会だより

No. 30

## 目次 CONTENTS

- P2-3 トピックス**
  - ・医療費助成の条例を修正可決
  - ・本会議の中継・配信スタート
- P4-5 6月定例会提出議案**
- P6 6月定例会議案質疑**
- P7 委員会活動**
- P8-11 一般質問**
- P11-12 コラム**



わかりやすい議会のために  
新たな議会運営を試行  
議会中継とインターネット配信も開始

◀ヒマワリ(牛渡小学校)

「市医療福祉費支給に関する条例の一部改正」については、慎重審議が必要とことから、マル福特別委員会において継続審査としていました。

特別委の修正提案により、第2回定例会最終日で採決の結果、賛成多数で修正可決しました。

宮嶋市長からは、条例案修正には異議があるとして、審議のやり直しを求める再議書が提出されました。7月2日に招集された臨時会において、あらためて採決した結果、再び可決となり、修正が確定しました。

### 修正内容3つのポイント

#### ①対象は小3までを中3までに拡大

- ・市長提案の対象と同様

#### ②小3までの窓口医療費助成を継続

- ・市長提案は窓口助成廃止であったが、現制度の二一ズを維持

#### ③現行の所得制限を適用

- ・市長提案は所得制限をもうけないが、今後の医療費の推移を踏まえ所得を制限。国保年金課の試算では所得制限の対象者が40%であるが、確定申告による医療費控除で同様の制度あり。

### 【修正の提案理由抜粋】（マル福特別委員会）

平成23年度までは、財政的な裏づけが確実でないことから憂慮する声が多く聞こえました。しかし、平成24年度予算に経費が計上されております。これらを踏まえ、早期に方針を出すべきとの考えから修正案を提出したものです。

さまざまな見解が各委員ある中、誰しも満足ではないと思いますが、「三方一両損<sup>(注1)</sup>」の精神から提案するものです。

(注1) 名裁きを行った大岡越前守についての落語の一つ。3両入った財布を拾った左官屋が、落とし主の大工に届けたが受け取ろうとしなかった。奉行の大岡越前守は、3両に1両を足して4両とし、両者に2両ずつ渡した。3者が1両ずつ損をすることで、丸くおさまった。

### 【討論抜粋】（臨時会）

再議の理由として「所得制限対象者の割合」が指摘されている。しかし、所得制限401万円の対象者については、控除前の総収入額が約570万円の市民です。ということは、市長の言う「市民の給与収入平均額414万8千円」を大きく上回っている。

野田政権は「歩み寄るべきところは歩み寄る」との真摯な姿勢が、メディアで評価されている。この姿勢には、見習うべき点が多いのではないかな。

所得制限をもうける事は反対です。しかし、中学卒まで拡大すること、自己負担金助成を継続することについて評価し賛成する。これは一歩でも前進させたいとの思いからであり、今後、「窓口負担のない完全無料化」に向けた取り組みを行うことを表明し討論とする。

※再議については、豆辞典を参照願います。

# 医療費助成の条例を修正可決

## 窓口医療費助成は継続



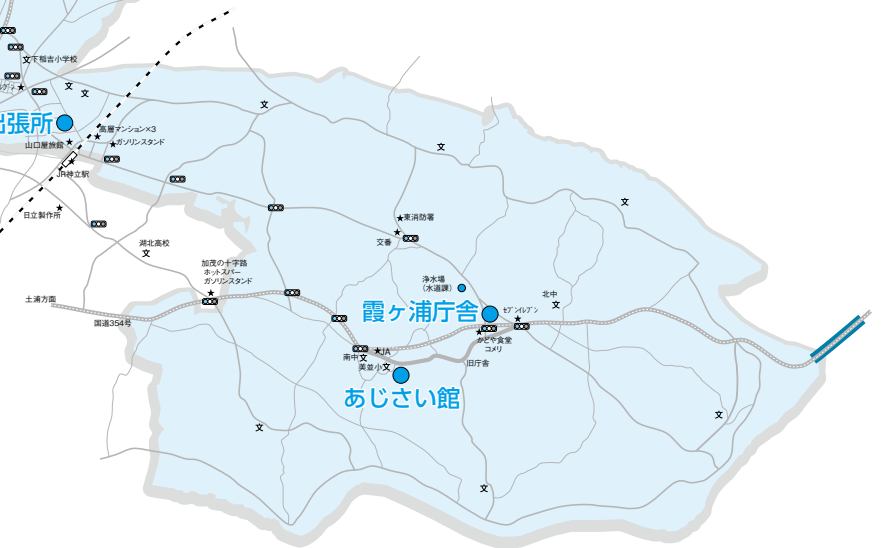


# 本会議の中継・配信スタート

【対 象】 定例会・臨時会

【放映箇所】 千代田仮庁舎（千代田公民館講堂）・霞ヶ浦庁舎・中央出張所・あじさい館

（ 本会議の傍聴に来られない方の利便性の向上を図るとともに、積極的な情報公開を行うため、本会議中継を開始しました。 ）



## 「本会議中心主義」による 議会運営

～新たな試みとして開始～

平成24年第2回定例会において、これまで委員会で行われていた議案審議を、よりわかりやすい審議とするため、傍聴のできる本会議場で行いました。



▲質問席から一問一答により質疑

## 録画もホームページで配信

<http://www.city.kasumigaoka.ibaraki.jp/gikai/>



中継をご覧いただけなかった方、ぜひ、ご利用ください。

平成24年

## 第2回定例会



平成24年第2回定例会は、6月6日から6月22日までの17日間の会期で開催されました。今定例会では、一部の案件以外については委員会付託をせず、「本会議中心」により審議を行いました。また、6月7日、8日、11日の3日間において一般質問（後頁P 8～11）を行いました。

今定例会に上程された議案等は次のとおりです。

## ▼報告第1号

平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について  
下稻吉小学校施設整備事業についての経費繰り越しを報告するものです。

## ▼報告第2号

平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

## ▼報告第3号

平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

## ▼報告第4号

平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

## ▼報告第5号

平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について

## ▼承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて  
へかすみがうら市税条例の一部を改正する条例

承認

## ▼承認第3号

専決処分事項の承認を求めること

とについて

へかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

承認

## ▼承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

承認

承認第4号から承認第6号については、東北地方太平洋沖地震による災害復旧に伴う施策を早急に講じるため、当該事業に係る経費を補正予算で計上する専決処分をしたものです。

## ▼承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

承認

## ▼承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

承認

## ▼議案第11号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

修正可決

## ▼議案第40号

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

否決

私の選挙公約でもあり、職員の給与削減も予定していることから、教育委員会教育長について、平成24年7月1日から、私の任期中の期間、給料月額を10%削減するため、条例を制定するものです。

## ▼議案第41号

かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

否決

先の第1回定例会と第1回臨時会に提案しましたが、ご理解をいただけないことから、減額率を引き下げ、改めて提案するものです。内容は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの期間、市職員の給料を職務の級に応じて、3～5%削減するため、条例を制定するものです。

## ▼議案第42号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

可決

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、条例を制定するものです。

## ▼議案第43号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

可決

危険物の規制に関する政令の一部改正により、危険物に係る貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について特例措置を講ずるため、条例を一部改正するものです。

## ▼議案第44号

平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

可決

主な内容は、千代田庁舎耐震改修の方針が決定したことに

よる既予算の減額、災害対策事業として、防災センターとわかぐり運動公園体育館への非常用電源設備の整備に要する経費を計上したものです。

## ▼議案第45号

平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

可決

## ▼議案第46号

平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

可決

## ▼議案第47号

平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

可決

## ▼議案第48号

平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)

可決

## ▼議案第49号

平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

可決

## ▼議案第50号

市道路線の認定について

可決

## ▼議案第51号

市道路線の認定について

可決

## ▼議案第52号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

飯村 恵子(戸崎)  
平成24年6月22日 同意

同意

## ▼議案第53号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

宮本 雪代(稻吉南)  
平成24年6月22日 同意

同意

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼陳情第12号(平成23年)

道路改良施工の陳情

採択

## 第2回臨時会 審議結果

平成24年第2回臨時会が、7月2日に開催され、本会議において慎重審議を行いました。

## ▼再議

議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議について

## 先の議決のとおり決定

地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付するものです。

## ▼議案第54号

平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)

可決

主な内容は、節電、省エネ、省コストを図るため、公共施設へのエネルギー管理システムの設置に要する経費及び電気使用量監視業務委託に要する経費を計上するものです。





## 6月定例会における主な議案質疑

### 議案第40号

#### 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

**Q** 平成24年7月1日から市長の任期の末日まで10%カットしない場合の影響額は。

**A** 減額をしない場合の総額が2205万6530円で、減額した場合が2033万7448円ですので、影響額は171万9082円です。

**Q** 退職金について適用しない理由は。

**A** 今回の特例措置については、期間を定めた一時的な減額措置であり、勤続表彰的な性格等をする退職手当に適用することはふさわしくないとの考えからです。

**Q** 副市長は上部機関の人だから特別待遇し、教育長は市長が選任したから給与減額をするのでは、公正さに欠ける。今回は、この議案を取り下げるべきではないか。

**A** 市長としてのリーダーシップのもとに出している議案であり、市民の理解は得られると考えます。

**Q** 減額する要因や額の範囲を検討する点からも、市長の一存で提案することは適切ではない。特別職報酬等審議会に諮らないのは、他の評価を許さない点で、市民に対し謙虚さに欠けるのでは。

**A** 政策的なリーダーシップのもとにやっており、ご理解をお願いしたい。

### 議案第41号

#### かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

**Q** 人件費は、平成18年度と平成24年度で、どのくらい減っているのか。

**A** 約3億8937万円の減です。

**Q** 平成23年度と平成24年度の当初予算時の人員は何人ですか。

**A** 平成23年度464名、平成24年度441名です。



**Q** 人員も人件費も相当減っているが、市長の目標とする職員数及び人件費の削減はあるのか。

**A** 5%やればいいのか10%やればいいのかという話ではなく、行財政改革は飽くなき追求ということで、とどまるところを知らない徹底した削減を実施する考えです。

**Q** 職員組合と交渉妥結してないことは、地方公務員法第55条に抵触するのではないか。

**A** 交渉制度として明記されており、職員組合との妥結は必要と考えます。

**Q** 労働契約法第3条において「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする」と定めているが、現下の労使協議を勧奨した場合、この労働契約の原則に抵触するのではないか。

**A** 労働契約の原則として明記されており、対等の立場で労使交渉を行うべきと考えます。

**Q** 職員に与える影響として、メンタルの問題はどのように想定されていますか。

**A** マイナスの気持ちが当然出てくると思います。しかし、そういうことも乗り越え、状況を打破していくのがトップの責任であり、政治家の責任であると考えます。

## 総務委員会

### ○閉会中に行われた委員会

(7月11日開催)

※産業建設委員会との連合審査

#### 調査内容

- 総務委員会の所管に関する事項について

- ・ 公印の管理について

(7月25日開催)

※産業建設委員会との連合審査

#### 調査内容

- 総務委員会の所管に関する事項について

- ・ 公印の管理について

(農業体質強化基盤整備促進事業補助金について)



## 文教厚生委員会

### ○閉会中に行われた委員会

(7月13日開催)

#### 調査内容

- 教育施設、文化施設、体育施設および福祉・保健施設に関する事項

- ・ 市内体育施設及びあじさい館の管理状況について

- 公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項

- ・ 小中学校適正規模化実施計画(案)について



▲第1 常陸野公園



▲あじさい館

## 産業建設委員会

### ○委員会付託案件の審査

(6月15日開催)

#### 付託案件

- 市道路線の認定について

(議案第50号)

- 市道路線の認定について

(議案第51号)



▲市道認定箇所の現地調査  
【下佐谷(上)・下稲吉(下)】

### ○閉会中に行われた委員会

(5月21日開催)

#### 調査内容

- 農林水産業の振興に関する事項

- 環境衛生及び公害に関する事項

- 平成23年陳情第12号 道路改良施工の陳情

## 栗山 千勝 議員

**Q** 農産物等への放射性物質検査について対応改善を

**A** 測定器や検査日の追加により、今後対応します

**Q** 農産物及び加工食品の放射性物質検査は、セシウム測定器1台により、勤務時間帯のみの測定と聞いている。一般の方が申し込んだところ、検査は1カ月半後とのこと。それでは旬の野菜を販売できない。今後の市の改善策について伺う。

**A** 宮嶋市長 今年度は、消費者庁からの借り受けと、市でも追加購入をし、計3台で検査を実施します。

**A** 総務部長 一般の農産物等については金曜日の一日だけでした。今後は、月曜日から木曜日までの午前中に3件ずつ受け付けをし、対応待ちの方への解消に努めます。

**Q** 分限懲戒等審査委員会が5月末にあり、平成24年3月27日に、「職員の綱紀粛清等と服務規律の確保について」として通知をしている。それにもかかわらず、対象件数が11件あったとのこと。やはり、市長をはじめ、管理職等の職務規律の徹底がおろそかであることが原因ではないかと思う。審査委員会委員長である副市長の考えを伺う。

**A** 石川副市長 職員の服務規律の確保については、常々、市長や副市長である私、そして総務部長を通じて、通知や申し出等により監督しております。しかし、中には職員に間違いもあります。その際には、今後は繰り返すことのないよう、指導・監督を徹底してまいります。

**321** 市民が安心・安全に生活できる放射線への対策について  
職員教育について  
穴倉出張所の解体について



▲活性化センター生産物直売所

## 古橋 智樹 議員

**Q** 市長主導による議会リコール運動の責任は

**A** 法的に認められた権利であり、責任を問われる問題ではない

**Q** 市長に議会リコール（解散請求）を突きつけられながらも、議会は、市民のため、まちづくりの思い、真摯にただしている。リコールは市民にとつての積極的な活動なのか。リコールで無用な騒ぎを起こし、市外からの評価をどう考えるのか。リコール成立の有無は別として、最終的に、先導した市長にはそれ相應の責任があると思うが、考えを伺う。

**A** 宮嶋市長 リコールは法的に認められた市民の権利です。私も、リコール実行委員会の一員としてやっておりますが、これは民主主義の一つのルールであります。最終的に市民みんなでやるわけですから、責任を問われるといった問題ではないと考えます。

**Q** 市長は、人件費削減との考えで、保育所の民営化を進めている。現在動いている保育士の処遇について、市長の考えを伺う。

**A** 宮嶋市長 保育所の民営化については、順次進めるとの方向で、以前から動いております。来々4月から、さくら保育所を民営化する予定です。全ての保育所が民営化になった時点では、保育士の新規採用はずつとしておりません。ですので、正職員の保育士は、ほとんどいなくなるものと考えております。

**4321** 医療費無料の独自追加による国補助の減額について  
人件費削減による国補助減額算定について  
リコールで混乱を招く損失と責任について  
地域復興・活対対応の言語明瞭意思不明について



▲市立さくら保育所



## 山内 庄兵衛 議員

**Q** 単に統廃合をすすめるのではなく、  
教育の充実を優先に

**A** 切磋琢磨できる学校の環境整備に、  
学習等の充実を期待

**Q** 学校の統廃合は、行政からの押しつけではなく、地元との十分な話し合いにより根気よく詰めていかなければならない。統廃合により、単に児童生徒数を増やすのではなく、米百俵の話にあるように、教育の充実こそ、この市の将来のためであると思うが、教育長の考えを伺う。

**A** 菅澤教育長 小規模校ならではのメリットはあるものの、一定規模の児童生徒を確保し、切磋琢磨できる環境を整えることは、毎日の学習や行事等の一層の充実が期待されます。

ご指摘のように、学校は地域の拠点であり、統廃合については、地域の皆様の理解がなくては、進めることはできないと考えます。現在策定中の計画を9月議会には提示をし、なるべく早く地域の皆様へ説明したいと考えております。

**Q** 農業をはじめ、いろいろな面で放射能の問題が重要視されているとき、宮嶋市長は、毎日のように自らマイクを持って議会解散を唱えている。議会解散ではなく、もっと真剣に、放射能問題に取り組んでもらいたい、市長の考えは。

**A** 宮嶋市長 市民は、放射線の影響による生活や健康の不安を抱えながら生きていくことを余儀なくされております。これら放射線対策はもとより、市民が安全・安心に生活できるまちづくりのため、市民目線に立った行政サービスを提供していきたいと考えております。

**11** 石岡地方斎場について  
**21** 学校の統廃合について  
**31** 水道料金について  
**41** 放射線対策について  
**51** 防災無線について

### 質問事項



▲上佐谷小学校

## 佐藤 文雄 議員

**Q** 保育所・小学校の放射能対策は市独自の基準で

**A** 市の除染基準50 cmにより、今後も対応

**Q** 放射能汚染から子どもたちを守るためには、きめ細かな測定と除染が必要である。子どもの生活環境となる小学校・保育園・幼稚園等については、地表高さ5 cmで測定し除染の対象とすべきではないか。

**A** 宮嶋市長 ご提案の小学校、保育所等における放射線測定高さについては、国の「除染関係ガイドライン」に基づき、地上50 cmで測定した結果を公表しております。現在、市の対応指針である除染基準も地上50 cmと定義していることから、引き続きこの基準で実施してまいります。

**Q** 小・中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について伺う。  
**A** 教育部長 保護者には、PTA会費や修学旅行の積立等、色々と負担を頂いております。今後は、保護者負担の軽減に努めながらも教育効果が高まるような見直しについて、学校に指導してまいります。また、給食の運営に係わる費用は、学校給食法により設置者と保護者の負担するものが明記されております。設置者は、施設、設備、運営に係わる費用等を負担し、これ以外を保護者が負担するとされております。当市でも、保護者負担として給食費を納入いただいている状況です。無料化につきましては現在のところ考えておりません。

**11** 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について  
**21** 入札制度の改革について  
**31** 総合的な子育て支援策について  
**41** 国民健康保険を命と健康を守る制度に  
**51** 高齢者及び障がい者が安心して暮らせるまちづくりについて  
**61** 生活排水対策における公共下水道事業について  
**71** 向原土地区画整理組合事業について  
**81** 水道事業について（主に水道料金問題について）

### 質問事項



▲学校給食

## 田谷 文子 議員

**Q** 後期基本計画における市長の基本姿勢として  
重点はどの点に

**A** 重点的かつ積極的に取り組む施策を  
三つの視点から設定

**Q** 市総合計画の後期基本計画については、市政全般にわたった計画でもあり、予算の関係や諸条件の整い具合により、おのずと優先順位が定まってくると思うが、市長の基本姿勢として、特に重点を置く事項について伺う。

**A** 宮嶋市長 後期基本計画では、重点的かつ積極的に取り組む施策を、「あんしん感UP」、「ブランド力UP」、「わがまち感UP」の三つの視点から重点プロジェクトとして設定しました。今後これらを中核とし、行財政改革や行政運営の健全化に努めながら、市民に何が今必要なのかを念頭において推進したいと考えております。

**Q** 病気を未然に防止することは、社会的にも、個人としても、医療費節減の面からも、あるいは明るい社会を築くためにも非常に意義のあることと思いますが、市では、病気の予防対策にどのように取り組んでいるのかを伺う。

**A** 保健福祉部長 このたび策定しました市健康増進計画では、健康づくりを推進していくために「運動」、「栄養・食生活」、「生活習慣病対策」、「飲酒・喫煙」、「歯の健康」、「こころの健康」を具体的な取り組みとして掲げております。病気を予防することは非常に重要であり、これらの項目に沿って、行政、関係機関等が協力し、推進してまいります。

**112345** 市の可視化について  
総合計画の具体的な推進方策について  
給与削減の交渉の現状について  
中学生医療費の無料化と少子化対策について  
予防医学について

### 質問事項



▲シルバーリハビリ体操

## 中根 光男 議員

**Q** 危険度の高い通学路について教育委員会の対応は

**A** 各学校からの要望書にもとづき  
関係機関に対応を依頼

**Q** 学校における危険度の高い通学路調査について、以前の一般質問でお願いしている。しかし、状況報告が全くない。これまでに、どのような対応をしてきたのか伺う。

**A** 教育部長 各学校長とPTA会長連名で、通学路についての要望書が教育委員会に提出されております。平成22年度は9件、平成23年度は7件です。内容としては、歩道整備や信号設置、道路標識の整備等で、関係機関へ依頼しているところです。今後、進捗状況を確認し、さらに対応を求めてまいります。

**Q** 不活化ポリオワクチンが国で承認され、本年9月1日から公費負担で接種できるようになるとのこと。このことについて、対象者への周知方法と実施内容を伺う。

**A** 保健福祉部長 現在は生ポリオワクチン集団接種を実施しておりますが、国は、不活化ポリオワクチンの9月からの導入を進めております。変更後は、集団接種から医療機関での接種となります。回数も2回接種から4回接種となります。対象者には、広報誌やホームページにより周知を行います。なお、生ポリオワクチンを既に1回接種した方については、個別通知により対応します。

**1123456** 肺炎球菌ワクチン接種の助成について  
がれき広域処理受け入れについて  
防災・減災対策の強化について  
通学路の安全確保について  
ポリオ不活化ワクチンについて  
防災介助士の普及について

### 質問事項



▲中志筑交差点(志筑小通学路)

### 質問事項

**54321** 地域防災計画の策定について  
震災復興事業計画について  
放射線対策について  
庁舎の災害復興について  
繰越金の見込みについて

**Q** 市職員初動マニュアル見直しの市長の認識は

**A** 職員に内容を徹底させることで対応

**Q** 市職員初動マニュアルが、震災から1年3カ月経過しているのに見直されていない。これは実際に経験したときに改定するのが一番で、その改定の積み重ねが非常に価値あるものになる。早急に改善する必要があると思うが、市長の考えは。

**A** 宮嶋市長 震災後に震度5程度の余震が数回ありましたが、このマニュアルに従って動き、特段問題はありませんでした。テレビで富士山が噴火する可能性について放送していましたが、火山灰が降ってくるということもあるわけです。そのたびにマニュアルを見直していたら、さきがあるかもしれません。まずは今のマニュアルを職員に徹底し、あらゆる災害に備えることで考えております。

**Q** 議員有志11名で、放射線問題を考える市民懇談会を5月に開催しました。懇談会では、内部被曝を心配する親御さんから健康診断の要望がありました。市職員からは、「検討する」との回答をしていたが、その具体的な内容を伺う。

**A** 総務部長 放射線対策本部の各本部委員からの意見で、福島県での健康調査結果や専門家からの意見を踏まえても、現時点では茨城県で実施しないことから、当市では、県の動向等を注視しながら対応することで決定しました。



▲市職員初動マニュアル

## かすみがうら市議会より つくば市の竜巻被害に義援金

5月6日に発生した竜巻で被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。



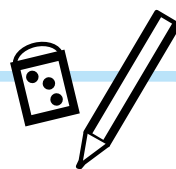
つくば市議会議長室 (5/15)

▲つくば市の飯岡議長(右)に義援金を手渡す小座野議長(左)

瞬時に大きな被害を及ぼした今回の竜巻被害は、自然災害の恐ろしさを改めて痛感させられました。

かすみがうら市においても、このような予想もせぬ災害の発生に対しても迅速な対応ができるよう、常日頃からの備えが必要であることを心に刻み、議会としても、これまで以上に議会力の向上に努めてまいります。





### 議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第3回定例会は、9月5日(水)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



#### 5月

- 8日 マル福制度の改正を検証するための特別委員会
- 14日 全員協議会
- 16日 議会運営委員会
- 18日 茨城県南市議会議長会定例会
- 21日 産業建設委員会
- 23日 議会運営委員会、全員協議会
- 30日 議会運営委員会、全員協議会

#### 6月

- 6月6日～6月22日 第2回定例会
- 6日 議会運営委員会、全員協議会
- 15日 産業建設委員会
- 21日 マル福制度の改正を検証するための特別委員会
- 22日 議会運営委員会、全員協議会
- 28日 議会運営委員会、全員協議会

#### 7月

- 2日 第2回臨時会
- 4日～5日 茨城県市議会議長会視察研修
- 11日 総務委員会・産業建設委員会連合審査会
- 13日 文教厚生委員会
- 25日 総務委員会・産業建設委員会連合審査会
- 27日 議会だより編集特別委員会

#### 8月

- 2日～3日 石岡地方斎場組合視察研修
- 6日 議会だより編集特別委員会



### 再議とは？

議会で行った議決に対し異議があるとして、長が議会に審議のやり直しを求めることをいう。または、議会で行った議決もしくは選挙に関し議会にその権限がない、あるいは法令違反があるとし、もしくは議決が収支執行不能である等として、長が議会に審議または選挙のやり直しを求めることをいう。拒否権ともいわれる。

これは、一度議決された事件について再び審議することを可能とすることにより、長と議会との間の意見対立の調整と、議決等の適正の確保とを図り、地方公共団体運営の停滞と混乱を避けるために用意された制度である。

(地方議会運営辞典より抜粋)

### 編集後記

市長と議会には役割こそ異なりますが、それぞれ市民によって直接選挙された、対等な政治機関です。とはいっても、執行権を持つ市長の権限は強大で、権力を行使する市政経営に対し、「牽制機能」がなければ独裁化する可能性があります。地方議会は、国会の与党・野党という話ではなく、「全体として牽制機能を担う」ことが求められます。

議会だより編集委員 川村 成一

ご意見をお寄せ下さい